

第十九回国 参議院法務委員会會議録第十二号

昭和二十九年三月二十九日(月曜日)午後一時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 上原 正吉君
宮城タマヨ君
魚田 得治君

委員

青木 一男君
小野 義夫君
補見 義男君
三橋八次郎君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君
法務大臣官房調査課長 位野木益雄君
法務省民事局長 村上 朝一君
法務省保護局長 齋藤 三郎君
事務局側 常任委員 西村 高兄君
常任委員 堀 真道君
常任委員 会専門員 堀 真道君

説明員

最高裁判所長官代理者(事務局総務課長) 磯崎 良善君

本日の会議に付した事件

○裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)
○民事訴訟用印紙法等の一部を改正す

第四部 法務委員会會議録第十二号

る法律案(内閣送付)

○委員長(郡祐一君) 只今より本日の委員会を開会いたします。

先ず裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案を議題に供します。本法律案の一部を改正する法律案が現に衆議院において審議いたされておる模様であります。この法律は二十九年四月一日から施行することに相成つておる点、及び附則四項におきまして行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の附則の若干の規定を準用することに相成つておりますが、本院におきまして本法律案の行政機関職員定員法の一部を改正する法律に先んじて議決をいたしますことについて、政府側において支障の点等あるようにお考えになりますか、その点についてお伺いいたします。

○政府委員(位野木益雄君) 法案の内容といたしましては、行政機関の職員定員法の改正と必ずしも同時に出来なければならない、それと関連させなければいけないというところは言えないかと思ひますが、この附則の第四項で行政機関職員定員法の改正法案の規定を準用いたしておりますので、若し向うのほうで修正というふうなことがありますれば、直接こちらに響いて来る可能性がありますがあるわけですね。それから法律の番号なんか今空白になつておりますので、こちらが先に公布するということになると、非常に変な感じになると

思ひますので、やはり向うのほうと混み合せて、その点の見込みがつかないときにこちらでも議決して頂いたほうが適當でないかと思ひます。

○委員長(郡祐一君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。御質疑おありのかたは御質疑を願ひます。

○龜田得治君 本案の提案理由は説明書によつても書かれておるわけでありますが、私お尋ねしたいことは一般の行政官庁で整理をやる、その釣合の上裁判所職員の関係もやらなければならぬ、こういうことでこれは出て来ておるようにも實際は感ずるのですが、その間の事情は如何でしょうか。

○政府委員(位野木益雄君) 立案の経過といたしましては、おつしやるように行政機関のほうで政府の方針として定員の整理をするということになつたについて、裁判所のほうも同様に考慮したということから、裁判所の職員の定員の減少のことが始まつたのであります。もとよりただおつき合で何でもかんでも理由なくやるといふことは、これは意味がない。裁判所職員といたしましては、地方行政事務の整理、簡素化、能率化等によつてこの程度の整理の余地があるというところで、改正案を立案したのであります。

○龜田得治君 私が聞きしたかった点は、一般の行政事務と少し違つたやうな性格もあつたので、他方が縮減するからこちらを縮減する、おつき

合、こういうことは筋としてはやはり通らないと思ひます。そういう立場から聞いたのですが、そこでもう少しお聞きしたいのですが、昨年の十月二十二日の参議院の内閣委員会の行政整理関係の小委員会での発言のほうですが、その小委員会では塚田行政管理局長官が一般の行政整理はやる、併し天引整理はやらないのだ、現在要らないよになつておる法令の改廃とか、或いは不適当と思われる機構の整備、そういうようなことをやつて、或いは又それをやるのが実際に時間的に間に合わない場合でも、そのようなことを念頭に置いて断行する、こういうふう

に言われておる。それは当然のことだと思ふのですが、それに準じてともかく裁判所の職員関係も手を着けられたといふのであれば、こちらのほうに於いて当然な感じがすると思ふのですが、案されなければいかんと思ふのです。その間の事情を一つお聞きしたい。裁判所職員に關してどのような機構の上の關係で整備をするか或いは法令の改廃等を予想しておるのか、こういう点を御説明願ひたい。

○政府委員(位野木益雄君) 今度の整理の内訳はお配りいたしました資料の二に出しておりますが、一番主なるものは檢察審査会の百二十二名、それから地方裁判所の職員、給仕等が百四十七名、あとはいづれも職員、給仕等が全国を通じて二十数名、乃至五十名程度に過ぎない、いづれも数としては総数に比べて非常に少いわけ

です。事務の能率化、簡素化ということでは賄い得るといふふうな考へておるのではありません。ただ、今裁判所のほうでは訟廷課というふうな部局があります。こういうふうなもの改廃等について考慮をいたしておるのであります。檢察審査会のことについてもこれは檢察審査会法の改廃等について検討いたしております。併しながらこれはいづれも必然的にこの整理がどうして必要だといふことはないのであります。この程度の整理は事務の能率化といふことで賄い得るといふふうに考へておるのであります。

○龜田得治君 地裁の場合においては職員とか給仕等のもの、こういうふうな内容のほうですから、或いはそういう簡素化といふふうなことで処理ができるかも知れないと思ふのですが、檢察審査会のはうは必ずしもそうじやないやうです。そうしますと、今もお話がありましたが、ように檢察審査会そのものを一体どのようにするのか。本格的には勿論この整理に關連して機構に手を付けるといふことも必要じやないかもわからんが、とにかくこれだけの人数を減すわけですから、相当大きなこれはこの部門にとつては影響がある問題だと思ふ。で、これはどういふふうな審査会そのものを方向付けて行くこととされておるのか、そういう点のおおよそのところを一つ御発表願ひたいと思ふのです。

○政府委員(位野木益雄君) 檢察審査会につきましては、勿論その制度の目

昭和二十九年三月二十九日【参議院】

的等は非常に重要な、好ましい民主的
な方向の制度でありますので、これを
維持して行くことには変りはない
のであります。ただ現在、今全国で
二百二カ所ありますかの審査会が置
かれておるのであります、場所によ
りましては御承知のように、年に一回
もその会が開かれないという所があ
るわけでありませう。又あつても極く一回
か二回しか開かれなかつたというふう
な審査会も相当あるわけでありまし
て、こういうふうな点ではなお整理の
余地があるのではなからうかというふ
うにも見えますので、その点について
検討中であります。

それからなおこの審査会の委員、審
査員の人選の点についても、これは前
からいろいろ問題もありませんので、知
何にすればより適当な機能、より能率
的な機能が發揮できるかというふうな
点について検討中であります。

○亀田得治君 何か今申されたような
立場で、審査会法の改正というふうな
点はお考えになつておるのでしよ
うか。

○政府委員(位野木益雄君) 今申上げ
ましたような点について、裁判所法務
省間で検討中であります。

○亀田得治君 それはどういうような
点が問題の中心でございませうか。

○政府委員(位野木益雄君) 従前、も
う少し檢察審査会の委員、審査員の能
力といふことが素直といふか、そ
ういふものを高めるような方向につ
いて検討したほうがいいじやないかとい
うふうな意見が、当委員会あたりでも
相当強くおありのようであつたと考
えております。そういうふうな事柄を中
心にいたしまして、檢察審査会の制度

より能率的にする方向について検討中
であります。と同時に余りに分散して
おつて、そうして仕事もなくて、た
だ機構を維持して行くというふうなこ
とでは、国家的にも不経済ではないか
というふうな観点もあつて、そうい
うふうな点についても検討中でありま
す。

○亀田得治君 私がこの審査会に関し
て考へておる点は、これは非常にいい
制度なんです、いい制度であるし、
又こういう制度が活動すべき問題も相
当あると思うのです。ただ何といいま
すか、あるのですが、実際問題として
はなか／＼活用されておらない点があ
るので、私の点が一番実は問題じゃ
ないかと思つております。もつと心や
すく活動できるように、折角作つた制
度ですから、心やすく利用できるように
一般にもつと知らせて行くとか、こ
ういふ制度があるとか、そういうこと
がよくなされれば、あそこを持つて行
くと非常に助かるという事で、非常
に發展して行くかと思つております。そ
ういふことがない状態では、どうも暇だから
これを三十人を削る、事務官級の人を
削るわけですから、実際の仕事の中心
にある人を削るわけですね。そうする
と私一層ちかんで行くのではない
か、こういう気がするので、勿論そ
の場合においても、今まで二百何カ所
にすつと人を配置しておつた、どうも
分散的だからこゝは思ひ切つてやめ
る。その代りこの場所を思ひ切つて、
適當なところだからうんと殖やす、そ
ういふ積極的な立場でこの処理がで
きるようなものが背後にあつて、そし
てなお且つそれでも三十人はまあい
ろんな財政上のことも考慮してやめよう

ということなれば、幾らか納得行くので
すが、恐らくそういう案もできておら
ない、おられないままでともかく三十
人減らして行くのであれば、これでは
審査会そのものが作られた立法の趣旨
に私反すると思うのです。こういうこ
とは……この点の説明を、もう少し納
得の行くような御説明を欲しいと思
います。

○政府委員(位野木益雄君) 裁判所の
ほうでは、どの部分をどういふ個所を
整理するかというふうな点は、これは
具体的に一々研究されたようでありま
す。ただ単に漠然とこの程度だとい
うことでは必ずしもないようでありま
す。実は政府の内部でもいろいろうん
と縮減せよという意見も一部にはあ
つたのであります。やはりそういうこ
ともあるまいということ、いろいろ
検討中でありませう、二百幾つの中
で、或る程度の数は、これはむしろ縮
減したほうがいいというふうな見方も
相当無理なく考えられるのではない
か、そういうふうな考へております。

それから普及宣伝のことですが、こ
れはこの前もここでお叱りを受けたの
であります、費用の点なんかで十分
でなかつた。勿論費用だけにその責を
着せるわけに行きませんが、十分に行
われたということは言ひ得ないかと思
います、裁判所のほうでも今後なお
その方面に力を入れてもらうようにと
いうことを考へております。

○亀田得治君 これは次回でもよろし
いのですが、昨年或いはこ二、三年
のものでもいいですが、檢察審査会
取扱つた件数ですね、何かもちつてお
りますか。

○政府委員(位野木益雄君) 差上げて
おりませう、ございませう。
○亀田得治君 それと今度のどの場所
でどれだけ減らすということを裁判
所で検討しておるといふのですから、
その三十人を減らす場所ですね、それ
を一つ明らかにして欲しいと思いま
す。それは案でいいのですから……
できませうね。

○政府委員(位野木益雄君) 承知しま
した。
○亀田得治君 それから今度の人員の
整理の中には、いつも私言うのですが
人権擁護局も入つてゐるわけですね、
この数の中に……

○政府委員(位野木益雄君) いやあれ
は別です。
○亀田得治君 それでは現在二百三カ
所ありますね、その中で全然廃止して
しまふのはどれくらいあるのですか。

○政府委員(位野木益雄君) まだ具体
的にこの個所を廃止するところ
までは決定いたしておりません。

○亀田得治君 私は逆に、こういう検
察審査会というものは減らすどころじ
やなしに、もつとやはり立法本来の趣旨
から考へて欲しかつたと思つてゐるの
です。恐らく暇かも知れませうけれど
も、暇だということを四、五年の経験
だけで結論付けてしまふことは実に心
外なんです。この部内だけでこんな
にたくさん人数を取つてしまふ。そう
してほかの方面は給仕、雇員、こうい
う方だけを対象にしておる。ちよつと
納得が行かないように思つてゐる。そ
れでお聞きするのですが、そういう事
務官とかいふような級の人を全然整理
する余地はないのですか、それはどう
いうお考えですか。

○政府委員(位野木益雄君) 御承知の
ように、裁判所の裁判官以外の職員と
いたしましては、裁判に直接関係した
しきり書記官とか書記官補或いは調査
官といふようなものがおられますが、こ
れは非常に事件も輻湊しておりますの
で、こちらのほうへその整理を振り向
けるという事は無理であります。あ
と司法行政事務に携つておる事務官
系統に結局対象がかけられることにな
りますが、その中ではやはりすでに今
までも整理もございまして、削減すべ
きところは削減されておりますが、現
在の状態ではやはりこの檢察審査会
のほうは今申しました事件の関係等から
見まして、一番削減の可能性があると
いうふうな考へに基くのであります。

○亀田得治君 これは幾らか将来の問
題にもなりますが、檢察審査会以外の
裁判事務の関係、司法行政事務の関
係ですね、そういう方面の事務官級の
人はこれを減らしたのでは絶対無理だ、
私も相当事務量が多いと思つてゐるの
ですが、その点にはつきりしておりま
すか。というのは将来こういう問題が
出て来た場合に、ともかく法務当局と
しては、この檢察審査会以外に絶対そ
んなことはできない、そういう確信を
持つておられますか。

○政府委員(位野木益雄君) 現在の段
階では檢察審査会の削減の分は負担の
関係から言つてより適當であらうとい
うふうな考へておるのであります。ほ
かの関係が、この事情が変りましたと
すれば、これは将来は檢察審査会を増
強してほかの事務のほうをより平薄に
するといふ余地が出て来るというこ
とも十分考へられますが、現在のところ
ではこういうふうな割当を内部的に考
へたという次第であります。

○政府委員(位野木益雄君) 御承知の
ように、裁判所の裁判官以外の職員と
いたしましては、裁判に直接関係した
しきり書記官とか書記官補或いは調査
官といふようなものがおられますが、こ
れは非常に事件も輻湊しておりますの
で、こちらのほうへその整理を振り向
けるという事は無理であります。あ
と司法行政事務に携つておる事務官
系統に結局対象がかけられることにな
りますが、その中ではやはりすでに今
までも整理もございまして、削減すべ
きところは削減されておりますが、現
在の状態ではやはりこの檢察審査会
のほうは今申しました事件の関係等から
見まして、一番削減の可能性があると
いうふうな考へに基くのであります。

○亀田得治君 どうも話を聞いておられますと、結局は一般の裁判事務、司法行政事務、これは相当事務量が多いし、手を付けたのでは、実際問題として明日の仕事に差支えて来る、こういうところから来ておられる。だからそれならそれでその点を私どもは一つはつきりやはり断言してもらいたいです。というの、はつきりしておきませんと、又来年になって少し減らしてくれ、こういう又要求が出て来るかも知らん。それはそのときの話だと言われるかも知らんが、どうもそれでは納得が行かないのです。来年になつて縮減できるものであれば、現在だつて縮減できるはずなんです。そういう方面では……だからできないなら絶対できない、事務量から言つて……そういう点をはつきりしておきませんと、いろいろな一般行政官庁の編りを見て、やはり同じような率で君のほうも考慮してもらいたい、こういうことではどうもいかんと思つてますね。私どもは見通しとしては司法事務が決してそんなに少くならないと思つていないのです。人間がだん／＼殖えるのだし、これは幾らかは必ず殖えて行くものだと思つておるのです。来年又少くしてくれという、逆にあります。だから檢察審査会の設立の趣旨もわかるが、とにかく一般の裁判や行政事務のほうは絶対手をつけたい、だからそつちへ行つたのだ。そういうことを、そういう立場をとつておられるなら、もう少し明確にして欲しいと思つた。

○政府委員(位野木益雄君) これは或いは裁判所のほうから答えて頂くほうが適當かと思つてますが、御承知のよう司法行政事務というものは現在非

常に多忙ではあります、例えばそのうちで一分なら一分削減の余地がこれ以上絶対にないかと申しますと、やはり仕事を繰延べれば、そうやる余地はあり得る。仮に能率の強化の余地がないにしても、事実上ただ仕事に余計がかかる、時間が余計かかるというふうなことになる……併しながら不可能じやないというところは、屁理窟のようであり得るものであります。それで止むを得ないということであれば、又削減ということもこれは絶対不可能とは言ひ得ないかとも思つてます。併しながら現在の人員でなお削減の余地がある、ここまでは十分あるのだ、何もそれほど機能をあれしないでもやり得るのだというところは勿論考えておられないのであります。若しそういう余地があれば、裁判事務のほうへでももつと振り向けるということができるとは思つておられます。

○亀田得治君 まあ最初より大分はつきりしましたが、いつも行政関係のいろいろな機構の問題が出ますと、司法関係も出て来るのです。これは事柄が、相当私にはやはり仕事の性質が違いますから、この点はやはりそういう行政機構改革を一般的に取扱われる方面に對して、やはり絶えず啓蒙と忠告を

与えて欲しいと思つておられます。これはもう誰でも常識的に言えることは、一般の行政官吏であれば、まあ或る程度無理したり、或いは怠けると言つちや語弊がありますが、少し緩めたり、適當にこれはやれる性質を持つておられるのです。併し司法事務というものはそんなわけに行かないですよ。余計なことでもできない代りに、ちやんときま

ていることは必ずやらなきやいけな。そういうものなんです。私にはそんなに必要なものは平生からおろうとも考えられないし、従つて、一般の行政官庁の場合であれば、こんなことを言つちや悪いが、余り必要がなくとも、そこに坐つておればやはり恰好がつかうのですよ。お客さんが来ればその対応をしておれば、厳格に言つてそれが行政官として扱うべき仕事かどうかはつきりしません。ともかくそれで應對しておれば一つの仕事になる。だけれども、司法関係の仕事はそんなものじやないんですからね。だから私はこういうことは一つ十分認識させてもらいたい。で、正しい意味での行政機構の改革ということも勿論念願しておるわけなんです。そういう意味で考慮願いたい。そういう立場から、この年度の檢察審査会のところだけに手をつけられた、これにも相當実

は不満を持つておられるのです。一応質疑はこの程度にしておきます。

○委員長(郡祐一君) 他に御質疑ございませんか。

○宮城タマヨ君 私は前回の委員会に欠席いたしましたので、重複いたしま

すかも知れませんが、今の檢察審査会のことについてちよつと伺いたいでございしますが、それは今問題になつておられます、事務当局の人員の整理の問題などでございしますが、私にはかね／＼この檢察審査会というものの運営について非常に根本的の不審を持つておられますので、むしろこれは裁判所関係に同つたほうがいかとも思つておりますが、一応この檢察審査会のことについて制度が置かれました、検事の不起訴処分に対します一応の国民の

苦情の申立てができますということ、は、民主的に大變取扱いとしたらいいと思つておられます、今日の實際の運営につきましてもそのことが目的通りにできておられますかお聞きせんと、その点について非常に私疑問を持つておられますのでございします。というところは、まだアメリカさんのように一体裁判、檢察というものについての知識が一般の国民にございませぬので、一般の国民から選び出されま

すその審査委員というものが、殊に六月月でもつて變ります。なんというところは、まあ例え八百屋のおかみさん、魚屋の御主人といつたような者がそこにひよつこり出て来て、私これは検事の處理が不当だ又適當だ又適當だという

ようなことが、事件の取扱ひなんというものが、そう手つ取り早くできるものじやないと思つておられます。その点について、その運営がどうなつておられますか、又そういう点の研究が続けられておるか否かというところについて政府当局のお考えを願ひたいのです。

○政府委員(位野木益雄君) 檢察審査会の運営の事情でございしますが、仮に今受理件数について申し上げますと、昭和二十四年二月に現実に檢察審査会が活動を開始したのでございしますが、それから昭和二十四年は百八十五件、二十五年は五百三十二件、二十六年が千二百六十六件、二十七年が千七百一十一件、それから昭和二十八年の六月末までは四百六十三件ということになつておりました、昭和二十六年まではつと急速に増加いたしておられますが、二十七年以降はやや足踏みの状態になつておるのでございします。で、この審査会の任務は、不起訴処分の当否の審査

のほかに、檢察事務の改善に関する建議、勧告等もありますが、まあ主なるものは不起訴の処分の当否ということに言えるかと思つておられます、そちらのほうの実績を見ますと、起訴相当の回答をしたものが今まで四百八十七件、その中で不起訴の維持されたものが二百二十六件、起訴されたものが百十二件、未決が百四十五件、その起訴された中で有罪が六十五件、無罪が二十三件、裁判所係属中のものが二十四件というところになつておりました、受理件数の総数から見ますと非常に儲かてございします。結局檢察審査会によつて不起訴処分が是正されたといつても、さういふふうな結果になつたものは極く微量であるということになり、起訴された事件は不起訴事件のうちの約七千二百分の一というふうな非常に少ないのでございします。で、そういうふうなところから見ますと、余り檢察審査会といものは要らないじやないかといふふうな考え方もできるかと存じます。今申しましたように、或いは又先ほど亀田委員からいろいろ、まあ必ずしもその制度は普及されていらないということもあるかと思つておられます、それから又こういう制度は實際に是正されるということよりも、そのことの存在しておるといふ、そういう制度が存在しておるといふことによる実益がこれ無視されるべきではないかというふうな思ひますので、この制度自体としてはこれはやはり結構なものではないかというふうな考へておられます。ただ、今申しましたように事件として

は少くとも現実に余りない、人員としては全国で千数百名がいるというふうなことでありますので、この程度の

人員は現在のところ削減してもいいではないかというふうな考えを私どもも持つております。

○宮城タマヨ君 今の政府の御説明に よりまずと、七十二百分の一ぐらいな起 訴処分になつてゐるということなんで ございませうが、その不当な、つまりそ れだけのものは国民としてして結局は あれば検事正が責任を持つわけござい ますね。その検事正が不当処分をし たということが本場に極く僅かな数出 ておりますけれども、その不当だとい うことになつた場合には、例の検察官 適格審査委員会のほうにお申入れにな るわけなのでございませうね、中央 の……その不当なものに対しての結 果はどうなるのでございませうか。

○政府委員(位野木益雄君) 検察官適 格審査委員会のほうとは直接関係が必 ずしもないのでございませう。検察審査 会の議決は検事正に対する一つの勧告 になります。これは検事正がこれを採 用するかどうかは自由なわけございま す。検事正がその意見が妥当であると思 えば起訴をします。又起訴した者を不 起訴にするというふうなこともある わけであります。

○宮城タマヨ君 それは併し私も検察 官適格審査委員会の委員でございま すけれども、これは書類のほうで報告に なるわけじゃないかと思つてございま す。そうでなければ検察官が、そんな ことではないと信じますけれども、たび たび起訴すべきものを不起訴処分にし たというふうなことがたび／＼ござい ますことは、これは検察官のマイナス になることで、それこそは検察官適格 審査委員会の審査にかけて、私は結局 弾劾裁判所において裁判官が弾劾され

ると同じような意味のものだと心得て おるのでございませうが、それは如何で ございませうか。

○政府委員(位野木益雄君) お答えが 不十分だつたかと思つて、勿論個 人の処分はどうということではなくて、 結局において不起訴処分、起訴すべき 事件を不起訴しておるというふうな ところで、検察官の資格自体適格とい う点において影響して来る場合には、 これは当然検察官適格審査委員会の問 題になりますので、その意味では十分 関係があると思つて。

○宮城タマヨ君 その問題はそれでよ くわかりましたが、そこで、民意を反 映いたしますその運営の仕方でもござい ますけれども、先ほどもお話でござい ましたように、制度をどうしたら…… ともこれはいい制度なのでございま すが、それにもかかわらず結果から申 しますと、あつてもなくともい たいというふうな事になつておりました。 初め私が質問いたしましたそ の点に立返りませうけれども、結局この 審査委員の質の問題になるのではない かと。質の問題はその選び方の方法が問 題になるのじゃないかというふうに考 えておりますが、その点についての政 府の何か処置が講ぜられてゐるのでは ないかというふうに思つております が、如何でございませうか。

○政府委員(位野木益雄君) 先ほどお 答え、ちよつと答え落しましたが、再 びお尋ね頂いて恐縮ですが、仰せの通 りでございまして、やはり検察審査委 員の素質の問題が非常にこの制度を生 かすかどうかというところに重大な関係 があると思つて、その点について はやはり現在の制度では不十分ではな

からうかというので、その改善につい ていろいろ具体的に案を作りまして、 裁判所政府部内において目下検討中で ございませう。

○宮城タマヨ君 私は全国の様子にわ かりませぬけれども、東京管内などは 気を付けて様子を見ておられます結果か ら申しますと、今日とてかくがらからと やられて選出されるあの方の 一般の人たちが六カ月間どうなりこ うなりまあもの言わぬでついでに行 くという人が、あの状態を見ておられ ますという、結局この問題はその人た ちを引張つて行くところの事務当局の 力による以外に、今の運営の仕方は私 はないのじゃないか。この点から申し ますとこの事務当局の人が私は重要な 役割りを果しているのじゃないかと、 こういふように考へておられますが如何 ですか、政府の御意見は……。

○政府委員(位野木益雄君) 現実の状 態から考へますと仰せの通りでありま して、事務当局のやり方によつて或る 程度の影響を受け得る余地が相当ある というふうな状態のようにもま聞くと いうのであります。併しまあ、それも必要 な適当な予備知識を与えるということ の必要性から申しますと、非常に好ま しいことであり、必要なことでありま すが、若しそれによつて内容に亘つて までも影響を受ける、而も不当に影響 を受けるということでありませうれば、 これ又弊害があることでありませうの で、そういうふうなことをないようにな 適宜法制上からも十分考へなければい けないのじゃないかというふうな考へ ております。

○宮城タマヨ君 都会よりも問題は一 層田舎にたくさんあると思つて、どう ですか。地方におきましては、まああつ てもなくても同じようなもので、こう いうところの人員を整理いたしますの が、又欠員もあると思つておりますが、 一番必要なことではございませうが、 併し今申しましたような関係から、私 は事務当局の局員の素質をやはり向 上して本場にこういうところに出てお ります者は公平無私な、そうして或る程 度までやはり法律の内容にも通じてい る人でなければならぬと思つて、この 点でも、これはまだ研修するとい うふうな制度はできておりませぬよ うに承知いたしております。ですけれ ども、民主的な裁判、検察、その仕事 につきましても私は大事な点だと考へ ておりますので、こういうところにも 研修制度を設けて、そうして予算も相 当取つて頂くというふうなことが一番 民衆の助かることじゃないかとかねが ね希望をいたしておられますので、その こともつたしまして私の質問を終り ます。

○委員長(郡祐一君) 御質疑でござい ませんでしょうか。

○龜田得治君 ちよつとお尋ねいたし ますが、検察審査会の事務局の人の現 在の定員数がございませう、これは 全部実在しているわけございませう か。

○政府委員(位野木益雄君) 若十の欠 員はあるようでございませう。

○龜田得治君 現在五百七十です、 定員が……。

○政府委員(位野木益雄君) 数が今手 許でわかりませぬけれども、若十の欠 員はあります。

○宮城タマヨ君 若干というの、細か いことは又あとから聞きますがね、ど

の程度ですか。二、三名か五、六名の 程度ですか。

○政府委員(位野木益雄君) 約五十名 程度が欠員になつております。雇用人 を入れますと千三百名余りになります が、そのうちの五十名程度の欠員にな りませう。

○龜田得治君 何です、この五百 七十人という第二条の定員です、第 二十条の第一項のこれはこの中の定員 です。そのうち欠けているやつです。

○政府委員(位野木益雄君) その中で も約二十人ということになつておりま す。

○龜田得治君 そうすると十人實際 上は整理されるということになります ね。

○政府委員(位野木益雄君) そういう ことになります。

○龜田得治君 その二十人はどうして これは、補充してなかつたのですか。

○政府委員(位野木益雄君) ちよつと 裁判所のほうから……。

○説明員(磯崎良善君) それでは私か らお答え申上げます。昨年の十二月頃 内閣の官房長官の名前で裁判所宛に、 政府のほうで予算削減の建前から二十 九年度で人員の縮減をしたい、するとい うことに決定した。ついでに最高裁 判所でも裁判所職員について協力願 たいというふうな申出がありました。 裁判所の中での……検討いたしました 結果、裁判の職員については全然縮 減はしない。で事務局の職員につきま して事務局の機構の合理化、各課の事 務の分担の仕方の整理、各課の中の 各係の事務の分担の仕方の整理といふ ふうなことを検討し、なお先ほど来お話 の検察審査会事務局の人員と事務量と

の程度です。二、三名か五、六名の 程度ですか。

○政府委員(位野木益雄君) 約五十名 程度が欠員になつております。雇用人 を入れますと千三百名余りになります が、そのうちの五十名程度の欠員にな りませう。

○龜田得治君 何です、この五百 七十人という第二条の定員です、第 二十条の第一項のこれはこの中の定員 です。そのうち欠けているやつです。

○政府委員(位野木益雄君) その中で も約二十人ということになつておりま す。

○龜田得治君 そうすると十人實際 上は整理されるということになります ね。

○政府委員(位野木益雄君) そういう ことになります。

○龜田得治君 その二十人はどうして これは、補充してなかつたのですか。

○政府委員(位野木益雄君) ちよつと 裁判所のほうから……。

の関係等を考慮すれば、若干の整理はできるであろう、政府の要望にも応えられるであろうということである。検討したたのでありますが、その結果が先ほど来位野木課長からお話になりましたところの数字になつて出ておられるわけでございます。検査審査会二十名の欠員がございまして、なせあるかという点でございますが、この点は裁判所全体で前回は御説明申上げましたように四百人余りの欠員がございまして、これは行政整理の話がございまして、いずれは裁判所からは相当の整理をしなくちゃなるまいというふうな見通しの下に、欠員の補充を一月以来とめてございまして、そういつた関係で出て参りました数字でございまして、常時二十名の欠員があるという点ではございませぬ。

○亀田得治君 それは私非常に怠慢だと思ふんですね、そんなことはもう何でしよう、予想をするというところはちよつとおかしいと思ふのです。やはりそういう方針が政府できましてそれが法律化して来て初めて考えるべきことなんで、それまでは法律に基いてきちつと人も揃え仕事もしつかりやらなきやいかんわけでしょう。これは建前として私そのいやくも裁判所の特殊なところ司法事務に關係しておられる方面がそんなことを予想されるというふうなことは以てのほかだと思ふ。これは最初にも言つたように行政官庁の場合なら幾らか政治的に物事の処理

というものがやりくりできますが、そういうやつじやないんだから、だからそういうことが一つの前例になりますと、最初に私が申上げたような心配がやはり将来についても出て来るわけですね。だからそこでこれは何かそういう欠員ができておられるのを補充しようなんというふうなことは全然なかつたわけですか、或いはそういう要求を出してが蹴られたというふうなことになるのでございませぬ。その間の事情をもう少し御説明願ひたい。

○説明員(磯崎良善君) 裁判所のほうで欠員の補充をとめました趣旨は、若しも欠員をどん／＼埋めて参りますと、現実的にいわけゆる首切り出血ということになりますことを恐れたのであります。御承知のように、特別待命制度というものがございまして、待命ということをいたしましたのも現実の出血というところがないう趣旨であつたかと思ふますが、こういつた趣旨で現実の出血ということがございまして、その含みで、特別に一月以来欠員は補充しないということをしたのであります。

ば、十人くらい欠員ができるでしょう。それはそのまま放つておいたらいいでしょう。私はむしろ検査審査会といふものが制度的に見てこれは決して縮小したり廃止すべき性質のものではないのでございませぬ。検討すべき点は大いにあるが併しそれは経験上もつとよくしようという意味でこれは検討なのであつて、そういう段階だと私も思つておるのです。だから今おつしやつたようなそういう便宜な取扱いができるなら、私こんな法律改正は必要でないと思ふ。その点どういふふうにお考えになりますか。

○説明員(磯崎良善君) 定員を縮減いたしますことと現実におります人員、これは大体常時全員埋めようとしたし、まして、次々退職者が出来まして行政機関の例から見ましても大体三割ぐらゐ常時欠員があることが普通の方でございませぬ。これは新陳代謝で入れ替る者を補充いたします間に若干欠員が出ますから、そういう関係で大体三割ぐらゐの欠員があるというのが常態でございませぬ、そういう欠員の数が若干という処置によつて殖えておるといふことがございまして、特別に法律の改正といふものと關係なく定員を操作するといふふうなつもりではございませぬ。無論この新しい定員がきまらば、裁判所といたしまして事務の処理を円滑にいたして行くといふふうな方針でございませぬ。

人程度は少くなるわけですね、普通の例から行きますと……そういうふうなに解釈していいですか。

○説明員(磯崎良善君) 検査審査会につきまして、三十人と二十人との差の十人につきましては、どういふふうになりませぬか、実際には裁判所の中の配置換えといふことが考えられますので、首切りと、その意に反してやめてもらうといふことにはならないだらうと思つております。

○亀田得治君 その意に反して云々の問題はありますが、ともかく検査審査会としての定員が減る。そうすると、現在との關係を比べると差は十名でございませぬ。それに対して三割程度いつも欠けておられるのが實際だといふから、やはり十人ぐらゐそこに加わるわけですね。そうすると、やはり實際上二十人程度ですね、従来経験から言つて……そういうふうな解釈していいですか。

民事訴訟用印紙法は、昭和二十三年七月に改正が行われたまま爾來五年半の間重要な改正を経ることなく今日に及んでおります。御承知の通り、その間の物価の上昇はなお著しいものがありまして、これを東京小売物価指数によつて見ますと、本年一月の指数は昭和二十三年の改正案を立案いたしました当時と比較しまして約三倍、同じく卸売物価指数によりますと約四倍となつております。これに前回の改正が当時の物価事情の下におきましても極めて控え目であつたこと等の關係も加わりまして、現行の印紙額の算定基準は現下の物価事情に照して余りに小刻みに過ぎる嫌ひがあり、又印紙の額も余りに低廉であつて、現下の物価事情に適しないものがあります。この法律案は、以上のような見地から、現在の経済事情の實際に即するように現行の印紙額の算定基準及び印紙の額に適當な改正を加えることを目的とするものであります。

以下民事訴訟用印紙法の改正の要点を申上げますと、第一は、訴状に貼用すべき印紙の額は訴額に応じて定めることとなつておるのであります。現在その基準となるべき訴額が余りに少額を以て区分されておられ、これがため現下の経済事情に副わぬ憾みがありますので、訴額五百円まで、二千円まで、五千円までという三段階を廢し、訴額一万円までの訴訟につきましては印紙の額は一律に百円とし、又訴額が一万円を超えるものにつきましては、現行法が超過額千円ごとに一定額を加算することとしていたのを改め、一万円ごとに一定額を加算することとしたこととあります。

○亀田得治君 それは私非常に怠慢だと思ふんですね、そんなことはもう何でしよう、予想をするというところはちよつとおかしいと思ふのです。やはりそういう方針が政府できましてそれが法律化して来て初めて考えるべきことなんで、それまでは法律に基いてきちつと人も揃え仕事もしつかりやらなきやいかんわけでしょう。これは建前として私そのいやくも裁判所の特殊なところ司法事務に關係しておられる方面がそんなことを予想されるというふうなことは以てのほかだと思ふ。これは最初にも言つたように行政官庁の場合なら幾らか政治的に物事の処理

○亀田得治君 これは次回に少し私も考えて来ますが、その点少し納得が行かないのでございませぬ。法律も何も改正されないうちから、自分のほうで人員整理を了承しておる。これじや改めてこの法律なんか出さん、これは實際は出さんでもそのままでいいわけでしょう。法律はこのままでもいいておいて、そういう便宜なことをごの法律の執行面であらば、こんな改正案なんか出さんで言え、あなたのはもう少し待つておれ

○説明員(磯崎良善君) 定員を縮減いたしますことと現実におります人員、これは大体常時全員埋めようとしたし、まして、次々退職者が出来まして行政機関の例から見ましても大体三割ぐらゐ常時欠員があることが普通の方でございませぬ。これは新陳代謝で入れ替る者を補充いたします間に若干欠員が出ますから、そういう関係で大体三割ぐらゐの欠員があるというのが常態でございませぬ、そういう欠員の数が若干という処置によつて殖えておるといふことがございまして、特別に法律の改正といふものと關係なく定員を操作するといふふうなつもりではございませぬ。無論この新しい定員がきまらば、裁判所といたしまして事務の処理を円滑にいたして行くといふふうな方針でございませぬ。

○委員(長郡祐一君) ちよつと速記をやめて。

○委員(長郡祐一君) 速記を始めて。

次に、民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(三浦實之助君) 民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。

第二は、非財産権上の請求にかかる訴状に貼用すべき印紙の額につきまして、物価の上昇等を考慮して、現行法が訴額を三万一千円とみなして定めることとしておりますのを、訴額を五万円とみなして定めることに改めたこととであります。

第三は、現行法は期日指定等の申立、その他申出、申請につきまして、訴額又は請求額五千円を限界として貼用印紙額に差等を設けておりますが、先に提案いたしました裁判所法の一部改正案の趣旨を考慮に入れてこの限界額を二十万円に引上げることとし、又印紙の額につきまして、物価の上昇率、右の限界額の大巾引上げ及び十円未満の端数の整理等を考慮して三倍から六倍程度に増額することとしたこととあります。

なお、この法律案におきましては、民事訴訟用印紙法の改正に伴いまして、これと同様の趣旨の下に商事非訟事件印紙法及び民事調停法につきましても所要の改正を加えることといたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。次回は明三十日午前十時から開会することにして、本日はこれを以て散会いたします。
午後三時十二分散会

昭和二十九年四月九日印刷

昭和二十九年四月十日発行

一、刑法の一部を改正する法律案(衆)

刑法の一部を改正する法律案
刑法の一部を改正する法律
刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四号第三号中「第九十七條ノ三」を「第九十七條ノ四」に改める。
第九十七條ノ四を第九十七條ノ五とし、第九十七條ノ三の次に一條を加える。

第九十七條ノ四 公務員其地位ヲ利用シ他ノ公務員ノ職務ニ屬スル事項ニ関シ斡旋ヲ為スコト又ハ斡旋ヲ為シタルコトニ付賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス
第九十八條中「第九十七條ノ三」を「第九十七條ノ四」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案
秘密保護法案

第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定をいう。

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与される装備品等について左に掲げる事項
イ 構造又は性能
ロ 製作、保管又は修理に関する技術
ハ 使用の方法
ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与される情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

(防衛秘密保護上の措置)
第二条 防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(罰則)
第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 防衛秘密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者
三 業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者

2 前項の未遂罪は、罰する。
第四条 業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。
2 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせんと動した者も、前項と同様とする。

3 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を實行した場合において、刑法(明治四十年法律第四十五号)総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

(自首減免)
第六条 第三条第一項第一号若しくは第二項又は前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

附則
この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

三月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、刑法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十三日)

一、執行猶予者保護觀察法案(予備審査のための付託は二月二十三日)

一、裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十一日)

三月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、戦犯者の釈放促進に関する陳情(第五二六号)
第五二六号 昭和二十九年三月十二日受理
戦犯者の釈放促進に関する陳情
陳情者 宮崎県議會議長 日高弥

終戦以来すでに八年余を経過し、講和条約も結ばれた今日、なお鉄窓に苦しんでいる多数の戦犯者がいることはまことに痛恨に堪えないから、戦犯者の即時かつ全面的釈放を期せられたいとの陳情。

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局